

# 第20回統一地方選挙

## 訓子府町の選挙人名簿 投票区別登録者数

(3月1日現在)

投票区	行政区	今回の登録者数(人)		
		男	女	計
1	東幸町	200	221	421
	西幸町	117	114	231
	東町	185	236	421
	元町	27	28	55
	旭町	88	100	188
	大町	46	49	95
	栄町	85	89	174
	若富町	83	99	182
2	若葉町	85	79	164
	計	916	1,015	1,931
	日出町	88	103	191
	穂波	93	134	227
	柏丘	79	75	154
	日出	57	64	121
3	大谷	42	28	70
	福野	68	61	129
	計	427	465	892
	西富	56	62	118
	北栄	42	53	95
4	駒里	37	35	72
	弥生	29	34	63
	農試	13	5	18
	高園	58	56	114
	計	235	245	480
合 計	末広町	120	163	283
	実郷	45	43	88
	緑丘	33	26	59
	協成	16	13	29
	開盛	14	6	20
	常盤	7	7	14
	豊坂	26	25	51
	清住	60	64	124
計	321	347	668	
合 計	1,899	2,072	3,971	

※行政区の仲町は栄町に、美園は常盤にそれぞれ統合されており、上記表には掲載していません。

4月9日(日) 北海道知事・北海道議会議員選挙  
4月23日(日) 訓子府町長・訓子府町議会議員選挙

## 投票しましょう

3月号広報でもお知らせしましたが、第20回統一地方選挙は、北海道知事が3月23日に、北海道議会議員が3月31日に告示されました。各種選挙日程は5ページ上の表のとおりで、北海道知事・北海道議会議員選挙が4月9日、訓子府町長・訓子府町議会議員選挙が4月23日に行われます。大事な選挙を棄権せず、大切な一票を投じましょう。

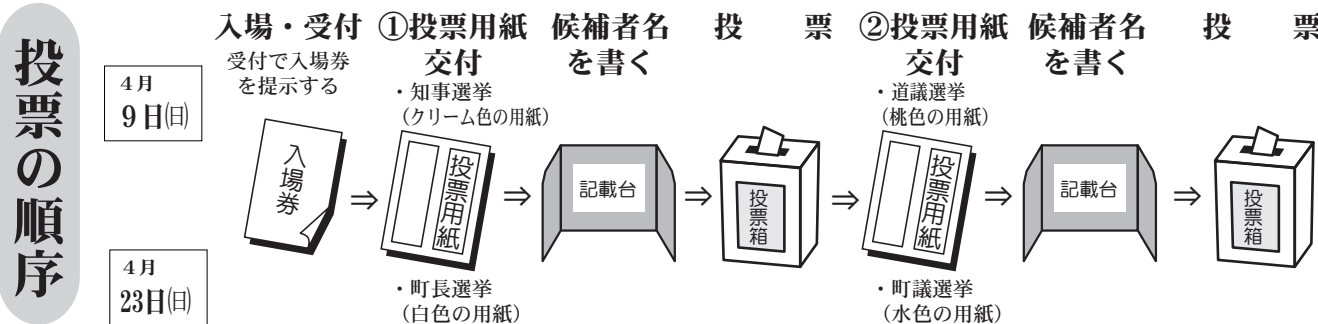
選挙当日、投票所に行くことができない方は、期日前投票ができますので、5ページをご覧ください。

町長・町議選挙に立候補を予定されている方およびその関係者の方は、クリーンな選挙活動を心掛け、公職選挙法にのっとり事前運動などの選挙違反を絶対にしないようにしてください。



## 投票所

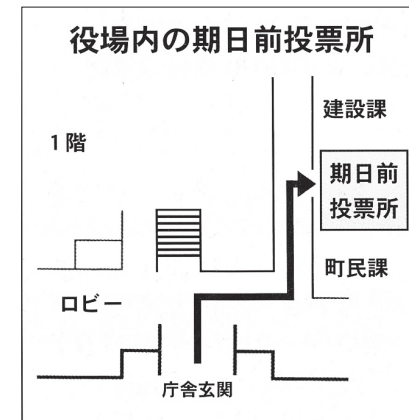
投票区	投票所	行政区
1	訓子府町公民館	東幸町・西幸町・東町・元町・旭町・大町・栄町(仲町含む)・若富町・若葉町
2	日ノ出地区ふれあいセンター	日出町・穂波・柏丘・日出・大谷・福野
3	西富会館	西富・北栄・駒里・弥生・農試・高園
4	末広地域集会所	末広町・実郷・緑丘・協成・開盛・常盤(美園含む)・豊坂・清住



## 統一地方選挙日程

	告示日	投票・開票日	投票所	開票所
北海道知事	3月23日(木)	4月9日(日)	4か所の投票所 投票時間 7時～18時	公民館講堂
北海道議会議員	3月31日(金)			
訓子府町長	4月18日(火)	4月23日(日)		
訓子府町議会議員				

## 期日前投票



選挙当日に仕事や旅行、レジャーなどで、投票所に行けない方は、期日前投票ができます。

期日前投票所は、役場庁舎1階にあります。投票時間は下記のとおりです。

### 【期日前投票日程】

- 投票期間
  - ・北海道知事選挙 3月24日(金)～4月8日(土)
  - ・北海道議会議員選挙 4月1日(土)～8日(土)
  - ・訓子府町長・訓子府町議会議員選挙 4月19日(水)～22日(土)
- 投票時間 8時30分～20時

## 不在者投票

仕事や旅行、病院に入院中などで選挙日当日の投票および期日前投票ができない方は、本町以外の市町村や病院などで不在者投票できる場合があります。この場合、投票用紙の郵送などで時間を要しますので、早めに手続きしてください。

### ■町内の不在者投票施設

特別養護老人ホーム「くんねっぷ静寿園」および「ケアハウスほなみ」に入所されている方は、施設内で不在者投票ができます。

■問合せ 町選挙管理委員会事務局 (☎ 47-2112 役場2階 総務課内)

## 投票日当日にサイレンを吹鳴

投票日当日、皆さんに投票をお知らせするため、投票開始の7時と投票終了の1時間前の17時に、消防のサイレンを30秒鳴らします。

## 情報公開、個人情報保護制度の運用状況

訓子府町情報公開条例・個人情報保護条例に基づく、令和4年度の制度運用状況について公表します。

### ■令和4年度の情報開示請求はありません

個人情報保護法の改正により、個人情報保護制度は、令和5年度以降、国が定める個人情報保護法に基づき、運用されることになりました。(令和4年度までは地方公共団体の定める条例に基づく運用)

このことに従い、町の保有する個人情報の利用・提供については、これまで情報公開・個人情報保護審査会の意見を聞き運用していましたが、今後は国の法令やガイドラインに基づき運用します。

■問合せ 総務課庶務係 (☎ 47-2112 役場2階 窓口10番)